

# SANKYODO PRESS 11

2025.

## Topics 注目トピック

社保 令和7年分 年末調整 改正点とチェックポイント

融資 融資の「借換」によるキャッシュフロー改善

メディア実績

月号



役員報酬は自由に決められない！？  
役員報酬の決め方やルールとは？

六本木オフィスでの様子

## 役員報酬は自由に決められない!?役員報酬の決め方やルールとは?

今日のテーマは、「役員報酬は自由に決められない?その方法とは」です。役員の報酬について、ある決まりがあることはご存知でしょうか。

株式会社を設立し、代表取締役または取締役などになった場合、役員という立場になります。役員は従業員などとは異なる性質を持ち、報酬についても自由に決めることはできなくなります。

取締役だからといって、あらゆる権限があるわけではないのです。そこで、役員報酬の決定方法について解説し、取締役の他監査役や会計参与などについても紹介していきます。また役員の報酬が経費に含まれるのかといった点にも着目していきます。

### 役員とは

会社法において「役員」とは、取締役・監査役・会計参与のことを指しています。株式会社の規模などに応じてその他の機関を設けることもありますが、まずは株式会社にとって必須の機関である取締役や、比較的設置することの多い監査役や会計参与についても理解しておきましょう。また会計監査人の報酬の決め方も比較しながら見ていきます。

役員が従業員と異なるのは、会社との契約関係です。**役員の場合、従業員と異なり委任関係によって成り立っています。**役員が会社の所有者を兼ねているとは限らず、社員である株主から経営を委任されているというのが基本的な考え方です。そのため役員の行動によって株主に損害が生じないようにしなくてはなりません。

報酬の決定についても同様です。相当な額を超える報酬が役員によって勝手に決められていると、株主にとっては損害が生じているのと同じです。そのため報酬を決定方法に対して会社法ルールが定められています。

取締役とはそもそも会社の経営を行う機関です。これに対して監査役は取締役の職務をチェックする役割を持っています。会計参与は取締役と共同で計算書類等の作成をすることです。この役員同士の関係は健全な会社運営をするために重要となり、計算書類等の監査を行う会計監査人の報酬決定などにも関係してきます。

## ■ 報酬決定のルール

最初にそれぞれの報酬の定め方についてまとめておきます。

### 役員（取締役・監査役・会計参与）の報酬

---

定款に定めによる

※定款に定めがなければ株主総会の決議によって決定

### 会計監査人の報酬

---

取締役の決定による

※ただし監査役の同意が必要

### 役員の報酬について

---

各役員については、定款の定め、または株主総会によって報酬が決まります。つまり株主の意見を取り入れて決まります。定款に定められている場合でも、定款に定めるために株主総会を開催しているため結局は株主が関与しています。

厳密には「報酬等」の決定であり、この報酬等には賞与やその他職務執行の対価として受ける利益が含まれています。ストックオプションも含まれており、対価として新株予約権を受けるにも株主総会を要することになります。報酬の決定は、その額を確定させるか、利益の数パーセントとするような算定方法を具体的に決めるやり方でもかまいません。

**取締役などの役員はあくまで会社と委任関係です。**厳密な報酬決定方法が定められているように、利益の供与についても禁じられています。利益供与があった場合、取締役が関与していれば利益を受けた者と連帯して相当の額を支払う義務を負わされます。

総株主の同意によって免責することや、一定の要件のもと責任の一部を免除することもできますが、会社財産は慎重に扱うようにしましょう。

## 監査役と会計参与の報酬について

---

監査役と会計参与の報酬の決め方も取締役と同様です。また、会社と委任関係にあることから職務の執行につき要した費用の請求が可能です。前払いでこれを請求することもでき、請求者が、必要であったことの証明責任を負う必要がないなど、迅速な職務執行ができるようになっています。

## 会計監査人の報酬について

---

会計監査人は役員ではありません。そこで報酬の決定方法についても上記の役員とは異なり株主総会を開く必要はなく、決定権も取締役にあります。しかし会社財産を使うことに変わりはないため報酬額についてチェックをする必要はあります。これを監査役が行います。監査役は取締役が決定した会計監査人の報酬について同意権を持つのです。

### ■ 報酬を費用にするには

会社の経営をしていく上で生じる様々な支出は、経費として計上することで、支払うべき税金を減らすことができるかもしれません。しかし従業員の給与などと異なり役員の報酬を経費にするには条件があります。

定額の報酬を定めていれば基本的に経費にすることができますが、臨時で支給するような報酬についてはこれができず、または事前の届け出を要することになります。これから会社設立をしようとしているのであれば、設立後2カ月以内に、臨時支給に対して事前確定届をする必要があります。これによって**毎月支給される定期同額給与と事前確定届出給与を経費にできます**。その後は期末後の定時株主総会から1か月以内に事前確定届をする流れになります。

### ■ まとめ

会社を設立し、自身が取締役になる場合でも報酬について定款に定めておくか、株主総会の決議が必要になります。監査役や会計参与を置く場合にも同様で、会社財産を粗末に扱うことは株主保護の観点から許されません。ルールに従って適切な方法で報酬を決定するようにしましょう。

令和7年分  
年末調整 改正点とチェックポイント

1. はじめに

令和7年分の年末調整では、例年の控除額調整にとどまらず、より本質的な「構造的な改正」が行われます。具体的には、所得控除の基本的な枠組みに大きな変更があり、特に「基礎控除」と「給与所得控除」の見直しに加え、新たに「特定親族特別控除」が創設される点が大きなポイントです。

これらの改正は原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税から適用されます。各種申告書の記載方法や、給与計算システムにおける計算ロジックにも影響が及ぶため、事前準備が不可欠です。

以下では、主要改正点と実務上のチェックポイントを整理しましたので、年末調整業務の参考としてご活用ください。

2. 令和7年分 年末調整の主な改正内容

(1) 「基礎控除」と「給与所得控除」の見直し

①基礎控除額の改正

所得者の合計所得金額に応じて、以下のとおり**基礎控除額が改正**されました。

| 合計取得金額           | 改正後<br>基礎控除額 | 改正前<br>基礎控除額 |
|------------------|--------------|--------------|
| 132万円以下          | 95万円         | 48万円         |
| 132万円超 336万円以下   | 88万円         | 48万円         |
| 336万円超 489万円以下   | 68万円         | 48万円         |
| 489万円超 655万円以下   | 63万円         | 48万円         |
| 655万円超 2,350万円以下 | 58万円         | 48万円         |

※ 合計所得金額が2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

## ②給与所得控除額の改正

給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円**に引き上げられました。

| 給与の収入金額             | 改正後         | 改正前           |
|---------------------|-------------|---------------|
|                     | 給与所得控除額     |               |
| 162万5,000円以下        | <b>65万円</b> | 55万円          |
| 162万5,000円超 180万円以下 |             | 収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超 190万円以下      |             | 収入金額×30%－8万円  |

※ 給与の収入金額が190万円超の場合の給与所得控除に改正はありません。

## (2)「扶養親族等の所得要件」の改正

基礎控除等の見直しに伴い、以下のとおり扶養親族等の**所得要件が改正**されました。

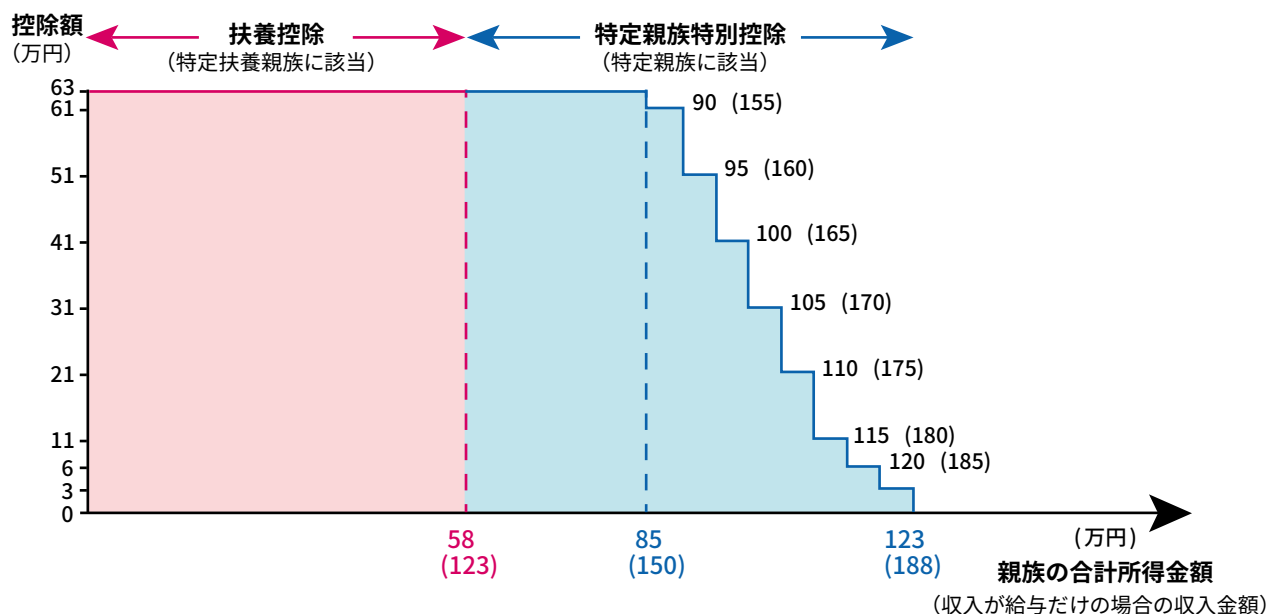
| 扶養親族等の区分             | 改正後<br>所得要件              | 給与収入目安              | 改正前<br>(給与収入目安)                   |
|----------------------|--------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 扶養親族<br>(控除対象扶養親族)   | <b>58万円以下</b>            | 123万円以下             | 48万円以下<br>(103万円以下)               |
| 同一生計配偶者              | <b>58万円以下</b>            | 123万円以下             | 48万円以下<br>(103万円以下)               |
| 配偶者特別控除の<br>対象となる配偶者 | <b>58万円超<br/>133万円以下</b> | 123万円超<br>201万6千円未満 | 48万円超133万円以下<br>(103万円超201万6千円未満) |
| 勤労学生                 | <b>85万円以下</b>            | 150万円以下             | 75万円以下<br>(130万円以下)               |

※ 所得要件が10万円引き上げられたことで、新たに扶養控除等の対象となる親族が生じる可能性があります。

### (3) 「特定親族特別控除」の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満の親族**を有する場合に受けられる控除として、新たに創設されました。

以下のとおり**合計所得金額が58万円超123万円以下**の特定親族がいる場合に適用されます。



### (4) 住宅借入金等特別控除における調書方式の導入

調整方式・・・金融機関等から提供された情報に基づき、国税当局から住宅借入金等の「年末残高情報」が所得者本人（従業員の方）に通知される方式です。

**対象者：**「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員

**メリット：**住宅ローン控除に必要な「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」の添付が不要

引続き、給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（以下、「控除証明書等」という）は必要です。

## 3. 実務上のチェックポイント

これらの改正に対応するため、給与計算システムのアップデート確認や、国税庁提供ツールの活用、源泉徴収簿の記載方法の整備を進め、正確な対応を行いましょう。

システム利用されていない場合、システム利用されている場合でも以下の点が反映されているかを確認しながら、年末調整の計算を進めてください。

## (1) 各種申告書の確認

- ・扶養控除等(異動)申告書
- ・基礎控除申告書
- ・配偶者控除等申告書
- ・特定親族特別控除申告書

改正により、**新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか**を確認してください。

該当する場合は「扶養控除等(異動)申告書」「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。

## (2) 計算表の更新

以下の最新版を使用して、年末調整の計算をしてください。

- ・「令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」
- ・「令和7年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」

## (3) 控除証明書等の取得時期の確認

従業員の方からの入手のタイミングについては事前に確認するようにしましょう。

- ・電子交付：毎年11月中旬頃
- ・書面交付：入居2年目の11月下旬頃

## (4) 源泉徴収簿への記載

特定親族特別控除の適用がある場合、源泉徴収簿に専用欄がない場合は、下記のとおり余白に「特定親族特別控除額⑰－2」欄を設け記載漏れがないようにしましょう。

### 【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

|             |                              |                        |                   |
|-------------|------------------------------|------------------------|-------------------|
| 未<br>調<br>整 | 地震保険料の控除額                    | ⑮                      | ⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 |
|             | 配偶者(特別)控除額                   | ⑰                      | (円)               |
|             | 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額          | ⑱                      | ⑬のうち国民年金保険料等の金額   |
|             | 基礎控除額                        | ⑲                      | (円)               |
|             | 所得控除額の合計額<br>(⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱) | ㉑                      | (円)               |
|             | 差引課税給与所得金額(⑪-⑱)及び算出所得税額      | ㉒ (1,000円未満切捨て)        | ㉓                 |
|             | (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額          | ㉔                      |                   |
|             | 年調所得税額(㉒-㉔、マイナスの場合は0)        | ㉕                      |                   |
|             | 年調年税額(㉕×102.1%)              | ㉖ (100円未満切捨て)          |                   |
|             | 差引超過額又は不足額(㉖-⑧)              | ㉗                      |                   |
| 整           | 超過額                          | 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 | ㉘                 |
|             |                              | 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額   | ㉙                 |
|             |                              | 差引還付する金額(㉖-㉗-㉘)        | ㉚                 |
|             | の精算                          | 同上的 本年中に還付する金額         | ㉛                 |
|             | うち                           | 翌年において還付する金額           | ㉜                 |
| 不足額<br>の精算  |                              | 本年最後の給与から徴収する金額        | ㉝                 |
|             |                              | 翌年に繰り越して徴収する金額         | ㉞                 |

※1 特定親族特別控除額(⑰-2)【 XXX,XXX円】

※1 特定親族特別控除の適用がある場合は、余白部分にこのような欄を設けて控除額を記載する等してください。

※2 特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

## 4.最後に

今年の年末調整は、基礎控除・給与所得控除の大幅な見直しと特定親族特別控除の新設が中心です。特に扶養要件の変更による申告誤りが発生しやすいため、従業員への周知と事前準備が重要です。制度対応や年末調整に関するご相談がございましたら、どうぞお気軽に当法人までお問い合わせください。

参照：[国税庁 令和7年分 年末調整のしかた](#)  
[国税庁 年末調整がよくわかるページ（令和7年分）](#)

## 融資の「借換」によるキャッシュフロー改善

### — 資金繰りを根本から見直す経営判断 —

企業経営において、資金繰りは血流に例えられます。売上や利益といった「損益計算上の数字」がいかに良好であっても、現金の流れが滞れば事業は継続できません。その資金繰り改善手段の一つとして、「融資の借換（リファイナンス）」があります。借換は単なる金利引下げ、資金調達策ではなく、返済条件の再設計によってキャッシュフローを最適化する経営戦略の一つです。

## 1. 借換とは何か

「借換」とは、既存の融資を新たな融資で置き換え、金利や返済期間、保証条件などを見直す手法を指します。言い換えれば、“借入の再構築”です。新たに融資を受け、その資金で既存の借入金を完済することにより、より良い条件のもとで返済を継続できます。

## 2. 借換によるキャッシュフロー改善の仕組み

借換によって資金繰りが改善する最大の要因は、返済期間の延長による月次返済額の減少です。金利引下げによる効果よりも、返済期間を長期化することによるキャッシュフロー改善効果の方がはるかに大きい場合も少なくありません。

【図表 1】借換による月次返済負担の軽減イメージ

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 借換前  | 返済期間3年、金利2.0%、借入金額1,000万円<br>→ 月返済額：約28.6万円 |
| 借換後  | 返済期間7年、金利1.5%、借入金額1,000万円<br>→ 月返済額：約13.0万円 |
| 改善効果 | 月々 約15.6万円の資金流出減少<br>年間 約187万円のキャッシュフロー改善   |

### 3. 借換が有効なケース

- ① コロナ融資の返済が本格化した企業：据置期間終了後の返済負担が急増しており、借入期間延長による月割賦金負担の低減が可能。
- ② 短期借入が多く、資金繰りが不安定な企業：短期資金を長期化することで資金繰りを安定化。
- ③ 借入が複数本あり、借入残期間が短い企業：複数本の借入を借換で一本にし、長期間の返済とすることで月割賦金負担の低減が可能。

### 4. 借換の留意点

総返済額が増加する可能性：返済期間を延ばすことで毎月の返済額は減りますが、結果的に支払利息の総額は増加する傾向にあります。

### 5. 借換は「延命策」ではなく「再設計」

借換というと、「返済が苦しい企業の延命措置」という誤解を持たれがちですが、実際は異なります。むしろ、健全な企業が経営を持続的に成長させるための再設計手段です。短期的には手元資金の厚みを増し、中長期的には資金繰りの安定化によって新たな投資や採用へ踏み出す余力を生み出します。

### 6. まとめ

借換は、単なるコスト削減ではなく、企業の資金フローを再設計する「経営判断」です。短期的には毎月の返済額の軽減によるキャッシュフロー改善を、中長期的には金融機関との信頼強化と成長資金の確保をもたらします。重要なのは、「今、資金繰りが苦しいから借り換える」ではなく、「今後の事業成長を見据えて資金構造を整える」という発想で臨むことです。

## メディア実績

## YouTube

## ■コラボレーション動画



株式会社 Another works  
大林尚朝社長  
(2025年6月)

動画を再生 ▶



トモローゲート株式会社  
西崎康平社長  
(2024年11月)

動画を再生 ▶

## ■投稿動画



「みんなやってる」は通用しない。税理士が語る  
脱税と節税の境界線  
(2025年10月)

動画を再生 ▶



【舞台裏】freee 関東エリア  
グランプリ受賞までの軌跡  
(2025年9月)

動画を再生 ▶



税務調査の回避率47%の  
裏ワザ! AI登場で変化した  
調査事情って??  
(2025年7月)

動画を再生 ▶

## 新刊書



## 会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

ご購入はこちら ▶

## セミナー



ブリッジコンサルティンググループ  
株式会社主催 AI時代の会計事務所の  
集客採用育成方針とは?に  
統括代表の朝倉が登壇  
(2025年9月)



株式会社名南経営ソリューションズ  
主催 税理士×生成AIカンファレンス2025  
に宮川 (CTO) が登壇  
(2025年8月)



フリー株式会社主催  
freee Advisor Day 2025 (東京会場)  
に宮川 (CTO) が登壇  
(2025年8月)

## 取材など



税理士.ch  
(2025年8月)



弁護士ドットコムタイムズ  
(2025年6月)



朝日新聞社  
(2025年5月)

## 寄稿など



Manegy/宮川 (CTO)  
(2025年9月)



税務弘報/笠岡 (COO)  
(2025年7月)



月刊経理ウーマン/近藤 (CHRO)  
(2025年3月)

## 書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら ▶





D3 六本木 BAR LOUNGE

〒106-0032

東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F

03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方

特典へのエントリーは、  
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る



Amazonギフト券  
最大5万円分  
プレゼント！



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



# コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo 税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo 通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp



# SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

Xやっています!税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

## 拠点一覧

### 六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー 40階

### 北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター 10F

### 八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

### 名古屋オフィス

〒450-6321

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋 21階

### 大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 15F

### 沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア 2-D